

現代朝鮮語の言語規範

—その変遷と認識度調査を中心に—

中 島 仁

1. はじめに

朝鮮語は大韓民国(以下韓国)と朝鮮民主主義人民共和国(以下北朝鮮)を中心としていくつかの国や地域で使用されている¹⁾。そこで用いられる朝鮮語は言語としては本来同一のものであるが、国語政策の差異に基づく語彙・発音・正書法などの違いが存在する。本稿ではまず現代朝鮮語の言語規範の変遷を概観する。そして、その規範が韓国人にどれ程浸透しているのかをアンケートを通して見てみようとするものである。

2. 言語規範の変遷

以下で、韓国と北朝鮮の言語規範の変遷について概観を行う。南北の規範の相違点には
・ (1989), ・ (2000)などを参照。

2.1 韓国の言語規範

韓国の言語規範としては現在以下の4つがある。

ハングル綴字法() 1988年

標準語規定() 1988年

国語のローマ字表記法() 2000年

外来語表記法() 1986年

2.1.1 ハングル綴字法

ハングル綴字法を始めとする朝鮮語の言語規範の制定にはハングル学会²⁾がその初期から非常に大きな役割を果たしてきた。そのハングル学会が最初に出したのが「ハングル綴字法統一案()」である。これは1933年に作られたもので、ハングルで朝鮮語を表記するための最初の規範であると言える³⁾。本格的な形態主義に基づき現行のハン

ル綴字法の原型となっている。この時初めて分ち書きや句読法が明文化され、また従来放置されてきた漢字音の表記も固有語なみに改められている。次に1936年に「査定朝鮮語標準語集()」が発表されたのに伴い、付録に載せられた第7項と第8項の標準語の語例を削除し、ハングル綴字法統一案の各項の用例と語例を全て査定された標準語に直したのが「ハングル綴字法統一案[修正版]([])」(1937年)である。その後1940, 1946, 1948, 1958年と連続して4回の改定が行われた。しかし、1948年の改定は1946年の全文を純ハングルに直したのみであり、また1958年の改定は本文中の文法用語を文教部制定の用語に換えたものであり、純粋な改定とは言えないものであった⁴⁾。

このようにハングル綴字法統一案は若干の修正はあったが、1933年のものが維持され、公表された直後から社会的にも受け入れられ規範として地位を得ることとなった。解放後、文教部の国定教科書にもこの規範が採択されている。

その後10年以上改定は行われなかったが、ハングル綴字法統一案制定から数十年が過ぎ、言語の変化に規範が追いつけなくなるに伴い、検討と修正が問題として提起された。そこで文教部は1970年にハングル学会を主幹として国語調査研究委員会を構成し、その中にハングル綴字法再審委員会を置き統一案を修正させ、その修正案を元に1979年に「ハングル綴字法案()」を発表した。その後文教部は1982年から1984年にかけて1979年の案の改定を学術院に移管し再検討させ⁵⁾、1985年にさらにその検討を国語研究院に委託した⁶⁾。その結果を受けて文教部ではさらに審議検討を加え、最終的に1988年1月に「ハングル綴字法()」として公布、翌年3月1日から施行された。しかし、内容的にはハングル綴字法統一案の部分的な補完に終わり⁷⁾、ハングル綴字法統一案は作られてから70年以上も経った今も未だに大きな影響を与え続けている。

なお、その間ハングル学会でも独自に「ハングル綴字法統一案」を修正⁸⁾して、「ハングル綴字法()」を1980年に発表している。

2.1.2 標準語規定

標準語についてもハングル学会が1933年に制定した朝鮮語綴字法統一案で定められ、その総論第2項で「標準語はおおよそ現在中流社会で用いているソウル語とする⁹⁾」とされている¹⁰⁾。その後1936年には朝鮮語標準語査定委員会¹¹⁾によって「査定朝鮮語標準語集」が発表された。これは9574の語彙を査定したもので、その内訳は標準語6231、略語134、非標準語3082、漢字語100であった。これは査定された語彙が収録されているだけで、査定の基準となる規定は提

示されていないものであった。しかし、解放後もその標準語の規定は継承され、社会的地位を獲得することとなる。さらに1936年にハングル学会によって「朝鮮語大辞典」編纂が着手され1940年に完成している¹²⁾。

その後、時間が経つにつれて標準語に関する規定の現代語化が必要とされるようになった。そこで1970年からハングル学会を主幹とした国語調査研究委員会が標準語の査定を行うことになる。1977年までにソウルの言葉の実態調査や濃音¹³⁾や長音の研究、地方出身作家の作品の通用語調査、文献の語彙調査などを行い1977年までに約16500の語彙の査定を行った。その結果は文教部に報告され、文教部ではさらに国語審議会ハングル分科委員会に審議を依頼した後、1979年に「標準語再査定試案」を作成するに至った。さらに学術院下の語文研究委員会、国語研究院などに査定を委託し、最終的に1987年に国語審議会の建議にかけ、1988年1月に「標準語規定()」として公布され、長年にわたる審議が実を結ぶこととなった。標準語規定はハングル綴字法とは異なりハングル綴字法統一案の改定とは言えず、新しく制定したものであるという特徴がある。

2.1.3 外来語表記法

1933年のハングル綴字法統一案の一条項として外来語表記においては新しい文字や符号は使用せず、ハングルの字母だけでの表音主義に従うようにしたのが最初である。この規定の精神に従って1940年ハングル学会が「外来語表記法統一案()」を発表、これによって初めて外来語表記の規範が成立した。1986年の外来語表記法は基本的にはハングル綴字法統一案や標準語規定と同様にハングル学会の外来語表記法統一案の表記原則を引き継いだものと言える。

解放後爆発的に外来語が増加したのに伴い文教部でも1948, 59, 60, 63, 69年の数回にわたり外来語表記法の制定と改定を行った。中でも1959年の「ローマ字のハングル化表記法()」はその後何度かの改定はあったものの外来語表記の模範としておよそ20年間にわたりその地位を保つこととなった。また、文教部では各国言語の表記方法と実例を提示した編修資料第1から6集(1959-1972)を発表している。

1979年に編修資料や細則の矛盾点が生じたため再検討を行い「外来語表記法案()」を発表し、また学術院と国語研究院に委託し審議した結果を受容しできあがったのが1986年の「外来語表記法()」である。

2.1.4 ローマ字表記法

朝鮮語のローマ字表記法の最初は 1940 年に出された「朝鮮語音羅馬字表記法()」である。これもやはりハングル学会が考案し、外来語表記法統一案の付録として出されたものであった。

その後文教部でも 1959 年に規範を制定した。この表記法は次に改定されるものよりも現行の表記法に近く、補助符号は使われていないなどの類似点が見られる。さらに、文教部では 1984 年に大幅な改定を加え「国語のローマ字表記法()」として発表する。この改定では第 1 章の表記の基本原則第 2 項に「ローマ字以外の符号はなるべく使用しない¹⁴⁾」という条項があるのにもかかわらず、今まで用いられていなかったいくつかの符号を用いるようになるなどの修正が加えられた¹⁵⁾。なお、同年ハングル学会でも独自に「朝鮮語のローマ字表記()」を発表している。

その後コンピュータの普及に伴い補助符号のある 1984 年の表記法では、コンピュータ上での処理時に問題が発生するなどの不都合が生じるようになる。また語頭と語中での平音の表記が異なったり¹⁶⁾、「ㄴ」を表記する時に母音によって「s, sh」の区別があるなどの問題もあった¹⁷⁾。このような不都合を考慮して再び審議が行われ補助符号をなくし、子音の表記も簡単にした「国語のローマ字表記法()」が 2000 年に発表された。その結果、若干の違いはあるものの¹⁸⁾ 基本的には 59 年の表記法の原則に戻ることとなった。

2.2 北朝鮮の言語規範

北朝鮮の言語規範としては現在以下の 6 つがある。

- 朝鮮語規範集()1987 年
- 綴字法()
- 文章符号法()
- 文化語発音法()
- 朝鮮語分ち書き規範() 2000 年
- 外国語の書き方() 2001 年
- 朝鮮語のラテン文字表記法() 1992 年

北朝鮮の言語規範は韓国と同じく 1933 年の「ハングル綴字法統一案」がその基礎になってい

る。その後1948年1月金斗奉が主導し、独自に「朝鮮語新綴字法()」を制定し公布した。しかし、1949年に刊行された『朝鮮語学』と『朝鮮語文法』に反映されただけで、活用されたとは言えないものであった。

北朝鮮独自の本格的な規範の制定は、その後1954年の「朝鮮語綴字法()」から始まる。この規範を制定し公布することで、南北の言語規範に差が生じることになる。これは8章56項からなり、「文章符号()」が新たに制定され、形態主義を標榜した規範であった。この時点ではそれぞれの規範が分かれておらず、1章から5章までが綴字法に関するもの、6章が「標準発音及び標準語と関連した綴字法()」、7章が「分かち書き()」、8章が「文章符号」であった。しかし、「ハングル綴字法統一案」を根幹としているため、その根本原則からは大きく抜け出さず、細かい規範だけが改定された。「朝鮮語新綴字法」と比較して最も大きな差は新しい字母6字¹⁹⁾を廃止したことだと言える。

次に1964年1月3日の金日成の教示に従い、内閣直属の国語査定委員会から「朝鮮語規範集()」が1966年に公布される。これは、「綴字法()」、「分かち書き()」、「文章符号法()」、「標準発音法()」の4部からなる。これは1954年の「朝鮮語綴字法」を補完し項目を整理したもので、漢字語の表記に関する章が新たに作られ、分かち書きをより精密に規定し、標準発音法をより拡充して規範したものであった。

1988年の「朝鮮語規範集()」は1966年の「朝鮮語規範集」を精密化したもので、内容の大きな変化はなかった。「綴字法()」の構成は7章27項からなっており、現在はこの規範が使用されている。この時、「標準発音法」の名称が「文化語発音法()」に変更された。「文化語発音法」には「文化語」に対する明確な規定はなされていないが、総則に「朝鮮語発音法は革命の首都平壤を中心とし、平壤の言葉を土台として築かれた文化語の発音の発音を基準とする²⁰⁾」と書かれている。

その後、さらに分かち書きについてのみ単独で改変が行われ、2000年に「朝鮮語分かち書き規範()」として発表された。これは1988年のものよりもかなりうまく整理され、全22項から9項になっている。

次に外来語表記についてであるが、まず1956年に科学院朝鮮語および朝鮮文学研究所で「朝鮮語外来語表記法()」が制定された。これはロシア語を主としたものであったため、英語をはじめとするその他の外来語にも合わせた変更を行い、1958年に「外来語表記法()」として発表した。さらに、1969年と1982年には「外国語表記法()」を制定した。1969年には7、1982年には25の外国語の表記規則を載せてい

る。その後しばらくの間改変はなかったが、2001年に新しい「外国語表記法()」が制定されて現在に至っている。2001年の規範では9つの外国語の表記法が載せられている。

朝鮮語のローマ字等への転写の規範としては、1956年「朝鮮語外来語表記法」に「外国字母による朝鮮語表記法()」と「朝鮮語の語音転写法()」が載ったのが最初である。キリル文字とローマ字での朝鮮語表記法が示されている。続いて1969年に「外国文字による朝鮮語表記法()」、1985年に転写法、1992年に「朝鮮語のラテン文字表記法()」が制定されている。

3 実態調査

この章では規範がどの程度社会的に認識されているのかの実態を調査した結果を述べる。その際、「ローマ字表記法」については触れず、「ハングル綴字法」と「標準語規定」を中心に、「外来語表記法」の日本語表記法の部分に焦点を当てて調査を行った。調査は2001年11月に日本に留学中の韓国人23名に対して行った。アンケートの詳細については本稿末のアンケートを参照。質問項目はハングル綴字法と標準語規定に関するものが30問、外来語表記法による日本語表記について6問の計36問である。規範の中には長母音に対する項目なども含まれているが、今回は長母音は調査対象としなかった²¹⁾。アンケートに協力してくれた被調査者の年齢と出身地は以下の表1, 2の通りである²²⁾。

【表1】アンケート被調査者の年齢

年齢	40代	30代	20代	10代	未回答	合計
人数	1名	8名	7名	1名	6名	23名
割合	4.3%	34.8%	30.4%	4.3%	26.1%	100%

【表2】アンケート被調査者の出身地²³⁾

出身地	ソウル	京畿道	忠清南道	江原道	慶尚北道	慶尚南道	未回答	合計
人数	14名	1名	1名	1名	1名	1名	4名	23名
割合	60.9%	4.3%	4.3%	4.3%	4.3%	4.3%	17.4%	100%

3.1 ハングル綴字法と標準語規定について

ハングル綴字法と標準語規定に関する設問 30 問の内訳は語彙や語尾の選択に関するものが 10 問(設問番号 1-10), 表記に関するものが 10 問(設問番号 11-20), 分かち書きに関するものが 10 問(設問番号 21-30)である²⁴⁾. 全 30 問の平均正答率は 63.5%であった.

3.1.1 語彙や語尾の選択について

アンケートの結果を表にまとめたのが次の表 1 である. 設問 1 から 10 まで全体の正答率は 55.9%であった.

【表 3】 語彙や語尾選択に関するアンケートの結果

設問 NO.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	平均
正解数(問)	4	3	17	22	4	1	16	20	19	22	12.8
有効回答数(問)	22	23	23	23	23	23	23	23	23	23	22.9
正答率(%)	18.2	13	73.9	95.7	18.2	4.3	69.9	87	82.6	95.7	55.9

語彙や語尾の選択に関する設問の結果として特徴的なのが, 正答率が高いものと低いものの差が非常に大きく, 中間的なものが少ないことである. 正答率 18.2%以下が 4 問, 正答率 69.9%以上が 6 問で, 正答率が 18.3%から 69.8%のものがなかった. 規範が認識されているものと, そうでないものの差が激しいとすることができるだろう.

正答率が低かったのは No.1, 2, 5, 6 である. 特に No.6 は正答率が 4.3%で, 正解者が 23 人中 1 人という結果であった²⁵⁾.

(6) 彼の事業が成就することを願っています.

a. _____ . (○)

geue saeobi seongchwihagireul barayo.

b. _____ . (×)

geue saeobi seongchwihagireul baraeyo.

「 _____ barada」という動詞を活用させた時, 規範形は a であるが b の形が話し言葉で非常によく用いられるため, この話し言葉形を規範形と誤識している人が多かった. No.4 も話し言葉と

規範の識別であったが95.7%と高い正答率を見せ、No.6とは対照的な結果を見せている。

No.5は擬態語についての設問であるが、擬態語についての規範の設定には疑問が残る。朝鮮語は非常に擬声擬態語が発達した言語で²⁶⁾、子音や母音の交替によって同じ動作などの微妙なニュアンスをあらわすことができる。No.5を例に挙げると以下のようである²⁷⁾。

[^hkaŋt^huŋ^hkaŋt^huŋ] 足の短い動物や人が飛び跳ねる様子

[^hkoŋt^huŋ^hkoŋt^huŋ] 長い足の動物や人が勢いよく飛び跳ねる様子

[^hkoŋt^hoŋ^hkoŋt^hoŋ] 長い足で楽しそうに軽々と跳ねる様子

擬声擬態語について規範を設けるというのは、朝鮮語の豊かな表現を無視しているともとれる。仮に擬声擬態語についても規範の設定が必要とされるのであれば、今以上に詳細な擬声擬態語についての調査が不可欠である。

No.7は品詞に関する問題であるが「almatta」は形容詞であって「almanneun」という形は存在しないにも関わらず30%の人がこの形を選んでいる²⁸⁾。品詞に関する認識が薄くなっている語であると言えよう。

3.1.2 表記について

表記についての設問11から20まで全体の正答率は65.7%であった。語彙や語尾選択に関する設問よりも正答率が10%以上高かった。

【表4】表記に関するアンケートの結果

設問 No.	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	平均
正解数(問)	12	21	16	14	23	8	7	17	14	19	15.1
有効回答数(問)	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23
正答率(%)	52.2	91.3	69.6	60.9	100	34.8	30.4	73.9	60.9	82.6	65.7

表記に関する設問の特徴としては、語彙や語尾の選択とは異なり正答率が20%を下回る非常に低いものがないということが挙げられる。また、正答率が30-70%くらいが6問と最も多かったのも語彙や語尾の場合とは対照的な結果である。

No.15, 16, 17は共に「ㅅ」の挿入に関連する設問であるが、面白い結果を見せている。

(15) 年齢はアラビア数字で表記してください.

a. _____ . (×)

yeollyeongeun arabia sujaro pyogihasispsio.

b. _____ . (○)

yeollyeongeun arabia sutjaro pyogihasispsio.

(16) 私は村の一番上にある弟の家を見た.

a. _____ . (○)

naneun maeure maen wijjoge inneun dongsaenge jibeul bwatta.

b. _____ . (×)

naneun maeure maen witjjoge inneun dongsaenge jibeul bwatta.

(17) それ古風な表現だ.

a. _____ . (○)

geugeoseun yeseureoun pyohyeonida.

b. _____ . (×)

geugeoseun yetseureoun pyohyeonida.

No.15の正答率は100%であるのに、No.16, 17の正答率は30%程度である。No.15は原則的に「ㄸ」が挿入されない漢字語²⁹⁾での例外である。No.16は「上の」という意味の接頭辞「wi」「wit」についてであるが、直後に濃音化¹³⁾できる子音がある場合は前者を、それ以外は後者を用いることになっている。No.17の「_____ yeseureopta」は1単語であると認識されるため、接頭辞である「yet」とは区別することになっている。このように同じ「ㄸ s」挿入の問題と言ってもその基準は様々であり、それが規範に対する認識を難しくしているものと思われる。

また、No.11, 12も語尾の表記に関する設問であるが、正答率に大きな差を見せていた。

(11) 私が手伝ってあげますよ.

a. 가 _____ . (○)

jega dowajulgeyo.

b. 가 _____ . (×)

jega dowajulkkeyo.

(12) 私が先に約束場所に行って見ましょうか?

であった。その中でも最も正答率が低かったのが No.24 の 36.3%である。

(24) 火が消えていく。

a. _____ . (×)

huri ggeojyeoganda.

b. _____ . (○)

huri ggeojyeo ganda.

(25) 器を割ってしまった。

a. _____ . (×)

geureuseul ggaetteuryeobeoryeotta.

b. _____ . (○)

geureuseul ggaetteuryeo beoryeotta.

No.24 と No.25 はどちらも補助用言の分かち書きの問題であるが、No.25 の正答率は 59.1%で No.24 の正答率より 20%以上高い。これは「 _____ beorida」が補助用言であるということが「가 gada」の場合よりはっきりと認識され、「가 gada」が補助用言として用いられた時は 1 単語であるという認識が「 _____ beorida」の場合より強いためではないかと思われる³²⁾。また、No.25 の正答率は 59.1%で No.24 の正答率より 20%以上高いとは言っても、他の設問に比べると正答率は低く、補助用言に対しての分かち書きの認識は薄いことがうかがえる結果となった。

(21) 昨日本屋で小説を一冊買いました。

a. _____ . (×)

eoje seojeomeseo soseolchaegeul hangwon satseumnida.

b. _____ . (○)

eoje seojeomeseo soseolchaegeul han gwon satseumnida.

(22) 一度こぼした水は再び戻すことはできない。

a. _____ . (○)

hanbeon eopjireun mureun dasi juwo damji motanda.

b. _____ . (×)

han beon eopjireun mureun dasi juwo damji motanda.

No.21, 22 に用いられている「 gwon」と「 beon」はどちらも単位をあらわすが、場合によって分がち書きがことなる。No.21 のように数を数える時には分がち書きをするが、No.22 のように「一度～すると」「試しに一回～してみる」のように用いられるときは全体が副詞としてとらえられて分がち書きをしない。この区別は難しいらしく、No.21 の正答率は100%であったのに、No.22 の正答率は63.6%とNo.21 と比較すると40%近く低い結果があらわれている。

次は不完全名詞と語尾に関するものである。正答率はNo.26 が78.3%, No.27 が78.3%, No.28 が56.5%でNo.28 の正答率だけが20%ほど低い結果となっている。

(26) 食べるだけ 食べる。

a. _____ . (×)
meogeulmankeum meogeora.

b. _____ . (○)
meogeul mankeum meogeora.

(27) 私は先生ほど韓国語ができません。

a. _____ . (○)
jeoneun seonsaengnimmankeum hangungmareul jal motamnida.

b. _____ . (×)
jeoneun seonsaengnim mankeum hangungmareul jal motamnida.

(28) 私が知っている事実はこれだけだ。

a. 가 _____ . (○)
naega aneun sasireun igeotppunida.

b. 가 _____ . (×)
naega aneun sasireun igeot ppunida.

同じ形態であってもそれが不完全名詞か、語尾かによって分がち書きの基準が異なる。不完全名詞の場合は分がち書きをし、語尾の場合は分がち書きをしない。No.28 の正答率だけが低いのは、同じ不完全名詞であるNo.26 の場合と異なり「 」の後ろに指定詞「- -ida」があるために不完全名詞としての判別が難しくなったからではないかと考えられる。

このように見てみると形が同じであるにもかかわらず、用いられる意味や品詞の差異によって分がち書きが異なる部分に間違いが目立つことがわかる。特に不完全名詞の場合はその依存

的な性格のために分から書きに関する論争も多い部分であると言え、それだけ使用者にとっても分から書きの判断の難しい部分なのであろう。

3.2 外来語表記法による日本語表記について

日本語表記については、外来語表記法第2章表記一覧表の「表4 日本語のかなとハングル対照表」、そして第3章表記細則の「第6節日本語の表記」で規定されている³³⁾。

日本語表記については6問を、3択で出題した。その結果は以下の表6の通りである。

【表6】日本語表記についてのアンケート結果

設問 No.	1	2	3	4	5	6	平均
正解数(問)	18	9	22	6	3	15	12.2
有効回答数(問)	23	23	23	23	22	23	22.8
正答率(%)	78.3	39.1	95.7	26.1	13.6	65.2	53.5

表を見るとわかる通り問題によって正答率にかなりのばらつきが見られる。正答率が最も高かったNo.3は日本語の促音「ッ」の表記に関するもので、間違えたのは1人しかいなかった。促音については規範の内容が広く浸透していることがわかる。正答率が特に低いのはNo.2, 4, 5の3つであった。No.2は長音表記の問題で、規範では長音は表記しないことになっているが、表記しようという回答が多かった。No.4は「ツ」の発音についてであるが、朝鮮語には日本語の「ツ」に当たる音がないため「su」と表記することになっているが、実際は「²tʃw」や「tʃ^hw」と発音する人が多いため誤答が多かったものと思われる。No.5は最も正答率が低く13.6%しかなかった。語頭の清音をどう表記するかについての出題であったが、「²tʃi」や「tʃ^hi」と濃音や激音で表記した人が多かった。特に激音での表記を選んだ人が14名(60.9%)で最も多かった。平音「tʃi」を濁音を表記する時のみ使用すると考えたための誤答ではないかと推測される。

全体を見ると正答率が53.3%で規範が浸透しているとはいいがたい状態にある。特に日本語の長音や「ツ」の発音そして清濁³⁴⁾など、朝鮮語では使わない音や、弁別的機能を持たない音の表記で間違いが目立っていた。

4. おわりに

以上、現代朝鮮語の言語規範の歴史と現在をみてきた。最初の規範ができてから70年近く

経つことになるが、その実態を見てみると韓国人全体にその規範が正しく認識されているとはまだまだ言いがたい状況にあると言える。本稿は決して大々的に調査を行ったものではなかったが、このような比較的小さな調査からもわかることは、規範の規定の複雑さが人々の規範に対する誤認を招いている大きな要因になっているということである。また、人々が実際に使用している言葉と規範が一致していないということも見られた。これからは、人々の認識度調査や語彙などの使用の実態調査を通して、規範の修正検討が必要ではないかと思われる。しかし、改変を加えつつとはいいいながら言語の規範が存在したということが、辞書の編纂をはじめとし、教育、出版など多くの分野で果たしてきた役割は決して小さくはないだろう。

【謝辞】この論文を書くにあたり、忙しい中23名の母語話者の方々がアンケート調査に快く協力してくださいました。また、東京外国語大学大学院生の須賀井義教氏には、資料収集等に非常にお世話になりました。協力して下さった全ての方々にこの場をお借りして感謝を申し上げます。

注

- 1) 朝鮮語は韓国と北朝鮮からなる朝鮮半島を主として、その他中華人民共和国東北地方の延辺朝鮮族自治州や旧ソビエト連邦領内(ウズベキスタン、カザフスタン、トルクメニスタン、ハバロフスク地方、サハリン州など)の朝鮮族、日本の在日韓国・朝鮮人やアメリカ合衆国の在米韓国人の間で用いられている。話者の総人口は6000から7000万程度。
- 2) 「ハングル学会」の前身として「朝鮮語研究会」と「朝鮮語学会」が存在するが、本稿では便宜上3者共に「ハングル学会」に統一して表記する。なお、朝鮮語研究会は1921年に設立、1931年に朝鮮語学会と名称を変更した後、1949年に現在のハングル学会として発足した。
- 3) なお実際には、朝鮮語の正書法は朝鮮総督府の作った1912年の「普通学校用諺文綴字法」が最初であると言えるがここでは扱わない。これは1920年に完成した総督府編『朝鮮語辞典』を経て1921年に修正され(「普通学校用諺文綴字法大要」)、その後1930年にも第3次の制定(「諺文綴字法」)が行われている。これらは、基本的には従来のつづりをできるだけ生かし、現代語の発音に合わせてつづりを整理したものであった。その表記法や審議過程など詳細については菅野裕臣(1986b)、三ツ井崇(2000)参照。
- 4) 1940年の改定では、本文第19項などや「」の表記を「」に変えるなど数箇所の文句の修正と、付録「文章符号」の増補修正が行われた。1946年の改定では数項の修正(10項、30項、43項、61項)と変更(65項を62項に)、そして削除(62項、63項、64項)と追加(63項)が行われた。
- 5) 「ハングル綴字法改定案()」として1984年に文教部に提出。
- 6) 「ハングル綴字法案()」として1987年に文教部に提出。
- 7) 「」と「」の比較については、・ (1989)を参照。
- 8) 言語の変化に合わせた内容の修正を始めとして、全体の構成の大幅な変更や、解説文の整

理などが行われた。

- 9) 原文は以下の通り。「 **大體 現在 中流 社會** .」
- 10) 標準語に関しても朝鮮総督府の「普通学校用諺文綴字法」(1912年)で「京城語を標準とする」と定められたが、民間ではそれぞれの方言で書かれるという状態であったようである。菅野裕臣(1986a)参照。
- 11) ハングル学会が設置。査定委員73名のうち、京畿道出身者37名(そのうちソウル出身者26名)、残りの36名は道の人口に比例して選出された。菅野裕臣(1986a)、安田敏朗(1999:267)参照。
- 12) 刊行は1947年から1957年にかけて行われ、全6巻が刊行された。
- 13) 朝鮮語の子音の内、破裂音、破擦音には平音、激音、濃音の3項対立が存在する。また、摩擦音にも非濃音と濃音の対立が存在する。発音の上でこれら3項の区別が存在するのは音節の頭の初声の位置でのみ。平音は語頭では弱い無声有気音、語中(有声音間)では有声音、激音は語頭/語中を問わず強い無声有気音である。濃音は語頭/語中を問わずほとんど完全な無声無気音であり。平音はある一定の音韻的環境において濃音化する。
- 14) 原文は以下の通り。「 .」
- 15) 例えば濃音의の表記が「kk」から「k'」に変わるなど。
- 16) 1984年の表記法では母音の前でも語頭と語中では表記を分けていたのに対し、2000年の表記法では統一した。例えば「」の表記が「kogi」から「gogi」に変わった。
- 17) 1984年の表記法では「|」の前では「sh」その他の母音の前では「s」で表記していた。2000年の表記法では区別せず両者共に「s」で表記する。
- 18) 母音を例に挙げると、1959年と2000年の表記で異なるのは「ㅌ」の表記を「weo」から「wo」に、「ㅛ」の表記を「eui」から「ui」に変えたのみで、その他の母音の表記は全て同じ。
- 19) 6字母には「ㅉ, ㅊ, ㅌ, ㅍ, ㅑ, ㅓ」があり、不規則活用の表記に用いられた。
- 20) 原文は以下の通り。「 .」
- 21) 長母音に対する認識調査は野間秀樹(1997)参照。この論文の結果では「母音の長短に対する認識はほぼ完全に消失した」と報告されている。この結果からすると規範の中に長音に関する項目を入れること自体についても問題になる可能性がある。さらに大規模な調査検討が必要とされるであろう。
- 22) 表1以下割合を示すときは小数点2位を四捨五入した値を示す。そのため、合計が100%にならない場合もある。
- 23) 韓国の行政区画について本稿末の資料10参照。
- 24) 表記と語彙選択については重複する部分があり、厳密に分けることができないものもある。しかし、本稿では便宜的に以上の3つに分けて考えた。
- 25) 以下例文を表示する際、例文の番号はアンケートと同一にする。また、規範に照らして正しいものには「○」、間違っているものには「×」を例文の後ろに表示した。また、例文などのローマ字表記は2000年の「国語のローマ字表記法」に従った。
- 26) 朝鮮語の擬声擬態語がどれくらいあるかは確定できないが、野間秀樹(1990)では「2000から8000、おおむね4000といった概数になってしまうが、かなりの数になることだけは間違いない」と述べられている。
- 27) その他にも [ʔkɑntʰɑŋʔkɑntʰɑŋ], [ʔkɑntʰɑŋʔkɑntʰɑŋ], [ʔkɑŋʔtʰɑŋʔkɑŋʔtʰɑŋ], [ʔkɑŋʔtʰɑŋʔkɑŋʔtʰɑŋ]といったバリエーションが存在する。このような母音

と子音の交替と意味との関わりについては野間秀樹(1990)参照.

- 28) 連体形語尾「-」は動詞と存在詞のみについて、形容詞や指定詞につくことはない.
- 29) 朝鮮語の語彙は「固有語」「漢字語」「外来語」の3つに分けられる. 固有語は純粹な朝鮮語でハングルでのみ表記可能. 漢字語は漢字の音をハングルで表記したものであり、漢字で表記することもできる. 外来語は(漢字語以外の)外来語をハングルで表記したものを言う.
- 30) ハングルは1443年に創成、1446年に「訓民正音」の名で公布された.
- 31) 趙文濟(1976)は大学生を対象に120問、(1980)は高校生を対象に454問を出題. どちらも正答率は大体50%くらいとの結果が出ている. 詳細は各論文を参照.
- 32) なおこれらは原則として分ち書きをすることになっているが、つけて書くものも規範の中で許容されている.
- 33) 詳しい内容は本稿末の資料11を参照.
- 34) 朝鮮語の平音(ㄱ, ㅋ, ㆁ, ㅌ)は語頭では無声、語中語尾では有声で発音されるが弁別的機能は存在しない.

参考文献

日本語で書かれた文献

亀井孝・河野六郎・千野栄一編(1996)『言語学大辞典』三省堂
 菅野裕臣(1981)『朝鮮語の入門』白水社
 菅野裕臣(1985)「朝鮮語の外来語表記法」『基礎ハングル』6号. 三修社
 菅野裕臣(1986a)「朝鮮語の方言、標準語、ソウルことば」『基礎ハングル』9号. 三修社
 菅野裕臣(1986b)「朝鮮語の正書法」『基礎ハングル』11号. 三修社
 野間秀樹(1990)「朝鮮語のオノマトペ—擬声擬態語の境界画定、音と形式、音と意味について」『学習院大学言語共同研究所紀要』14号
 野間秀樹(2000)『至福の朝鮮語』朝日出版社
 三ツ井崇(2000)「朝鮮総督府「諺文綴字法」の歴史的意味—審議過程の分析を通して—」『一橋研究』第25巻 第1号
 安田敏朗(1999)『「言語」の構築 小倉進平と植民地朝鮮』三元社

朝鮮語で書かれた文献

菅野裕臣(1993)「
 (1996)『
 (1995)『
 (1988)『
 (2000)『 ()』
 野間秀樹(1997)「
 (1996)『
 (1999)『
 (1999)『

- (1980) 「
」『 』 168
(1971) 『《 》 』
(2000) 『 』
申昌淳(1992) 『國語正書法研究』 集文堂
安秉禧(1988) 「 歴史」『 』 13
(1997) 『KOREAN
』
李基文外(1983) 『韓國 語文 諸問題』 一志社
李翊燮(1988) 「 』『 』 13
李熙昇・安秉禧(1989) 『 』 新丘文化社
趙文濟(1976) 「 實態 指導方案 研究」『 』 27,28 合併號
・ (1989) 『 』

ウェブサイト

- 大韓民国学術院 <http://nas.go.kr/>
大韓民国国立国語研究院 <http://www.korean.go.kr/> (<http://www.sejong.or.kr/>)
東京外国語大学朝鮮語学研究室(野間研究室)
<http://www.tufs.ac.jp/ts/personal/nomahideki/index.shtml>
ハンゲル学会 <http://www.hangeul.or.kr/>

<資料1> ハングル綴字法()
の目次

- 第1章 総則
 - 第1項 ハングル綴字法は標準語を音の通り書くが、語法に合うようにすることを原則とする。
 - 第2項 文の各単語は分かち書きすることを原則とする。
 - 第3項 外来語は「外来語表記法」に従って書く。
- 第2章 字母
- 第3章 音に関すること
 - 第1節 濃音
 - 第2節 口蓋音化
 - 第3節 ‘ㄱ’音の終声
 - 第4節 母音
 - 第5節 頭音法則
 - 第6節 重なって出る音
- 第4章 形態に関すること
 - 第1節 体言と助詞
 - 第2節 語幹と語尾
 - 第3節 接尾辞がついてできた語
 - 第4節 合成語および接頭辞がついた語
 - 第5節 略語
- 第5章 分かち書き
 - 第1節 助詞
 - 第2節 依存名詞, 単位をあらわす名詞および列挙する語など
 - 第3節 補助用言
 - 第4節 固有名詞および専門用語
- 第6章 その他のこと
- 付録 文章符号

<資料2> 標準語規定()の
目次

- 第1部 標準語査定原則
 - 第1章 総則
 - 第1項 標準語は教養ある人があまねく使

用する現代ソウル語と定めることを原則とする。

- 第2項 外来語は別途査定する。
- 第2章 発音変化による標準語規定
 - 第1節 子音
 - 第2節 母音
 - 第3節 略語
 - 第4節 単数標準語
 - 第5節 複数標準語
- 第3章 語彙選択の変化による標準語規定
 - 第1節 古語
 - 第2節 漢字語
 - 第3節 方言
 - 第4節 単数標準語
 - 第5節 複数標準語
- 第2部 標準発音法
 - 第1章 総則
 - 第1項 標準発音法は標準語の実際の発音に従うが、国語の伝統性と合理性を考慮して定めることを原則とする。
 - 第2章 子音と母音
 - 第3章 音の長さ
 - 第4章 終声の発音
 - 第5章 音の同化
 - 第6章 濃音化
 - 第7章 音の添加

<資料3> 外来語表記法()
の目次

- 第1章 表記の基本原則
 - 第1項 外来語は国語の現用24字母で表記する。
 - 第2項 外来語の1音韻は原則として1記号で表記する。
 - 第3項 終声には‘ㄱ, ㄴ, ㄹ, ㅁ, ㅂ, ㅅ, ㅈ, ㅊ, ㅌ, ㅍ, ㅎ’のみを使用する。
 - 第4項 破裂音表記には濃音を使わないこ

とを原則とする。

第5項 すでに固定している外来語は慣用を尊重するが、その範囲と用例は別途定める。

第2章 表記一覧表

- 表1 国際音声記号とハングル対照表
- 表2 スペイン語字の字母とハングル対照表
- 表3 イタリア語字の字母とハングル対照表
- 表4 日本語のかなとハングル対照表
- 表5 中国語の注音符号とハングル対照表
- 表6 ポーランド語の字母とハングル対照表
- 表7 チェコ語の字母とハングル対照表
- 表8 セルボクロアチア語の字母とハングル対照表
- 表9 ルーマニア語の字母とハングル対照表
- 表10 ハンガリー語の字母とハングル対照表
- 表11 スウェーデン語の字母とハングル対照表
- 表12 ノルウェー語の字母とハングル対照表
- 表13 デンマーク語の字母とハングル対照表

第3章 表記細則

- 第1節 英語の表記
- 第2節 ドイツ語の表記
- 第3節 フランス語の表記
- 第4節 スペイン語の表記
- 第5節 イタリア語の表記
- 第6節 日本語の表記
- 第7節 中国語の表記
- 第8節 ポーランド語の表記
- 第9節 チェコ語の表記
- 第10節 セルボクロアチア語の表記
- 第11節 ルーマニア語の表記
- 第12節 ハンガリー語の表記
- 第13節 スウェーデン語の表記

第14節 ノルウェー語の表記

第15節 デンマーク語の表記

第4章 人名、地名表記の原則

第1節 表記原則

第2節 東洋の人名、地名表記

第3節 海、島、川、山などの表記細則

<資料4> 国語のローマ字表記法()の目次

第1章 表記の基本原則

第1項 国語のローマ字表記は国語の標準発音法に従って表記することを原則とする。

第2項 ローマ字以外の符号はできるだけ使用しない。

第2章 表記一覧

第3章 表記上の留意点

<資料5> 朝鮮語規範集, 綴字法()の目次

総則 朝鮮語綴字法は単語において意味を持つ媒介部分を常に同様に書く原則を基本としつつ、一部の場合発音どおり書いたり、慣習に従うことを許容する。

第1章 朝鮮語字母の順序とその名称

第2章 形態部の書き方

第3章 語幹と助詞

第4章 合成語の書き方

第5章 接頭辞と後置詞の書き方

第6章 語根と語尾(または一部助詞)の書き方

第7章 漢字語の書き方

<資料6> 朝鮮語規範集, 文章符号法()の目次

総則 現代朝鮮語の文章符号は文、文内の各単位を意味と機能に従い分けるた

めにうつ。

※章はなく、第1項～第20項があるのみ。

<資料7> 朝鮮語規範集,文化語発音法
()の目次

総則 朝鮮語発音法は革命の首都平壤を中心とし、平壤の言葉を土台として築かれた文化語の発音の発音を基準とする。

第1章 母音の発音

第2章 初声子音の発音

第3章 終声字母と関連する発音

第4章 終声を続けて出す現象と関連する発音

第5章 終声を切って出す現象と関連する発音

第6章 濃音現象と関連する発音

第7章 《ㅎ》と合わさった激音化現象と関連する発音

第8章 口蓋音化現象が起こる時の発音

第9章 音の挿入現象と関連する発音

第10章 弱化または脱落現象と関連する発音

<資料8> 朝鮮語分かち書き規範()の目次

総則 単語を単位に分かち書きすることを原則とし、特殊な語彙部類は付けて書く。

※章はなく、第1項～第9項があるのみ。

<資料9> 外国語表記法()の目次

序文

凡例

1. ロシア語の単語をハングルで書く方法
2. 日本語の単語をハングルで書く方法

3. 英語の単語をハングルで書く方法
4. フランス語の単語をハングルで書く方法
5. 中国語の単語をハングルで書く方法
6. スペイン語の単語をハングルで書く方法
7. ドイツ語の単語をハングルで書く方法
8. アラビア語の単語をハングルで書く方法
9. ラテン語の単語をハングルで書く方法

<資料11> 日本語のかなとハングル対照表と表記細則

か な					ハ ン グ ル			
					語 頭		語 中・語 末	
ア	イ	ウ	エ	オ	가			
カ	キ	ク	ケ	コ				
サ	シ	ス	セ	ソ				
タ	チ	ツ	テ	ト				
ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ				
ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ				
マ	ミ	ム	メ	モ				
ヤ	イ	ユ	エ	ヨ				
ラ	リ	ル	レ	ロ				
ワ	(ヰ)	ウ	(ヱ)	ヲ				
ン								
ガ	ギ	グ	ゲ	ゴ	가			ㄴ 가
ザ	ジ	ズ	ゼ	ゾ				
ダ	ヂ	ヅ	デ	ド				
バ	ビ	ブ	ベ	ボ				
パ	ピ	プ	ペ	ポ				
キヤ	キュ	キョ						
ギヤ	ギユ	ギョ						
シヤ	シユ	ショ						
ジャ	ジュ	ジョ						
チャ	チュ	チョ						
ヒヤ	ヒユ	ヒョ						
ビヤ	ビユ	ビョ						
ピヤ	ピユ	ピョ						
ミヤ	ミュ	ミョ						
リヤ	リュ	リョ						

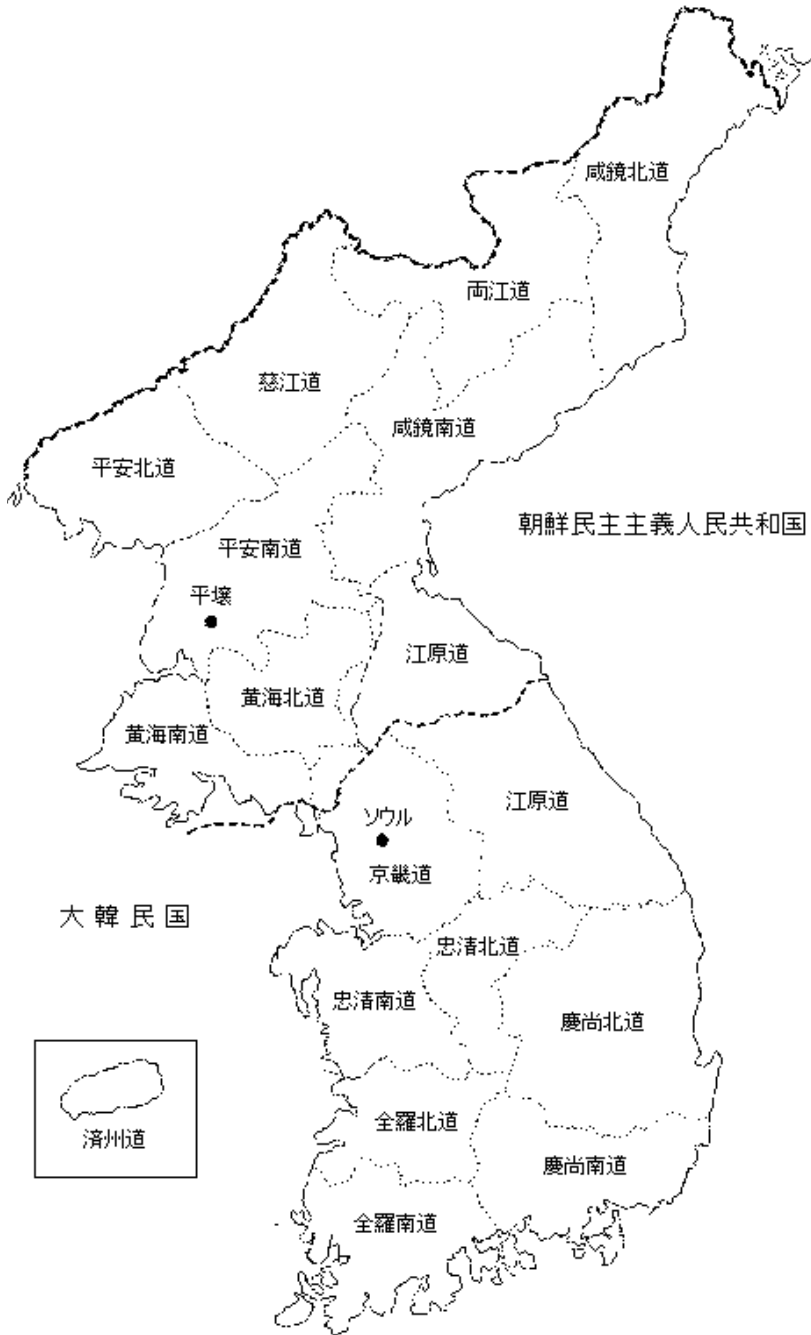
表記細則

第6節 日本語の表記

第1項 促音[ッ]は‘ハ’に統一して書く。

第2項 長母音は別途表記しない。

<資料10> 韓国と北朝鮮の行政区分



-) (
- (1) a. 가 .
b. 가 . b. _____
- (2) a. _____ .
b. _____ . (17) a. _____ .
b. _____ .
- (3) a. _____ .
b. _____ . (18) a. 가 .
b. 가 .
- (4) a. _____ .
b. _____ . (19) a. _____ .
b. _____ .
- (5) a. _____ .
b. _____ . (20) a. _____ .
b. _____ .
- (6) a. _____ .
b. _____ . (21) a. _____ .
b. _____ .
- (7) a. _____ .
b. _____ . (22) a. _____ .
b. _____ .
- (8) a. 가 가 ?
b. 가 가 ? (23) a. _____ .
b. _____ .
- (9) a. 가 _____ .
b. 가 _____ . (24) a. _____ .
b. _____ .
- (10) a. _____ .
b. _____ . (25) a. _____ .
b. _____ .
- (11) a. 가 _____ .
b. 가 _____ . (26) a. _____ .
b. _____ .
- (12) a. 가 가 가 ?
b. 가 가 가 ? (27) a. _____ .
b. _____ .
- (13) a. _____ ?
b. _____ ? (28) a. 가 _____ .
b. 가 _____ .
- (14) a. _____ , _____ .
b. _____ , _____ . (29) a. _____ .
b. _____ .
- (15) a. _____ .
b. _____ . (30) a. _____ .
b. _____ .
- (16) a. _____ .
b. _____ .

(1) 新橋(しんばし)

a.

b.

c.

(2) 王子(おうじ)

a.

b.

c.

(3) 札幌(さっぽろ)

a.

b.

c.

(4) 四谷(よつや)

a.

b.

c.

(5) 千葉(ちば)

a.

b.

c.

(6) 三田(みた)

a.

b.

c.

:

:

:

?

(. . . .)

中島 仁

